

組織の概要 (企業用)

会社名 株式会社 クリエイトエコ

所在地	〒216 - 0023 神奈川県川崎市宮前区けやき平 7-6-104 TEL: 044-877-7018 FAX: 044-877-7018 E-mail: ktani104@yahoo.co.jp		
ホームページ	なし		
設立年月	昭和 62 年 8 月		
代表者	谷 泉	担当者	谷 敬
資本金	10,000,000円	従業員数	7 名
沿 革	昭和 62 年 8 月 28 日 (株)GHエンジニアリング設立 資本金 100 万円 平成 8 年 3 月 3 日 資本金 1000 万円に増資 平成 13 年 8 月 29 日 (株)クリエイトエコに社名変更 現在に至る		
事業概要	土木構造物の設計：道路・橋梁・道路構造物・地下構造物・河川・ 河川構造物・港湾構造物 土木構造物の計画・測量・構造物調査・計測 土木構造物のプログラムの開発 環境部門：土壌汚染・水質汚染・廃棄物処理の計画と調査 E A 2 1 認証・登録のアドバイス指導 地球環境・地域環境のアドバイス指導 その他環境に関する事項		
環境に関する 活動実績	株式会社 シック H15 年 2 月 東総用水施設堆砂汚染度調査 水資源開発公団（千葉） H15 年 5 月 中津川市ごみ焼却跡地土壌汚染調査 中津川市 エコウコンサルタント 株式会社 H15 年 4 月 八千代市内土捨て場土壌調査 民間 H15 年 5 月 東京外語大学跡地水銀汚染土壌調査 都市基盤整備公団 H15 年 10 月 E A 2 1 パイロット事業のコンサルタント エコウコンサルタント株式会社東京支店 H15 年 10 月 中国工程師学会第 2 3 回シンポジウム特別講演 「地下構造物の環境問題」日本チームの団長 旧 E A 2 1 の申請指導 6 事業所		

売上高（15 年度） 3,375,235 円

政策のテーマ

地域環境活動支援事業

■ 政策の分野 環境パートナーシップ

- ・ 地域環境活動への支援
- ・ 地域環境活動へのアドバイザー

■ 政策の手段 組織・活動

- ・ 地域環境活動グループを支援および情報提供とアドバイスを N P O 形式で行なう。

団体名：(株)クリエイトエコ

担当者名： 谷 敬

政策の目的

地域で環境活動を行なっている N P O 小グループの支援を目的とする。具体的には、グループが活動する場合の会議室の提供・資料及び簡単な計測器具の書庫・最新環境情報の提供・環境情報の入手方法や分析解析方法の指導等である。支援を行なう団体は、都道府県にある N P O 環境カウンセラー協議会とする。

背景および現状の問題点

地域の環境活動を行なっている N P O 小グループは資金不足であるが、環境保全の重要性の認識は十分に理解している。特に京都議定書の発効が確実になり、健康な高齢者を含め民生の役割も理解していると言う背景がある。マンパワーはあるが会議室や書庫の安定的確保が出来ないために、グループの活動が長続きしないのが現状である。最新の環境関係情報は専門雑誌であるが購入資金がない。環境活動に関する適切な情報の入手方法が分からない。収集した環境情報の分析方法が不明で、信頼性のある分析解析が出来ないと言う問題点がある。施設使用の支援・最新情報の提供・適切な指導を求めている。

政策の概要

地方自治体の資金的支援を受けた、都道府県の N P O 環境カウンセラー協議会（以下協議会と言う）が、地域環境活動 N P O 小グループ（以下グループと言う）を支援・資料提供・各種指導を行なう。

会議室等の施設の利用は、公共施設や民間企業で所有する会議室等の使用していない時間帯の利用を認めるよう協議会が交渉する。会議室の利用が有料の場合は協議会が負担する。資料および簡単な計測器等の書庫は、基本的にはグループが負担するが、設置費用等については協議会が負担することもある。

協議会は地方自治体・公共企業・環境関係専門雑誌（購入）等の情報を収集し、協議会に所属する環境カウンセラーが整理分析した情報を、希望するグループに E-mail にて提供する。情報のコピー送付はその実費用をグループが協議会に支払う。協議会とグループの全てのコミュニケーションは、E-mail を基本としこの場合は無料とするが、その他の方法の場合は有料とする。

グループが、ある環境情報の入手を希望し、協議会が所有しているか、または収集可能な情報（データベースも含む）を、グループに提供する。

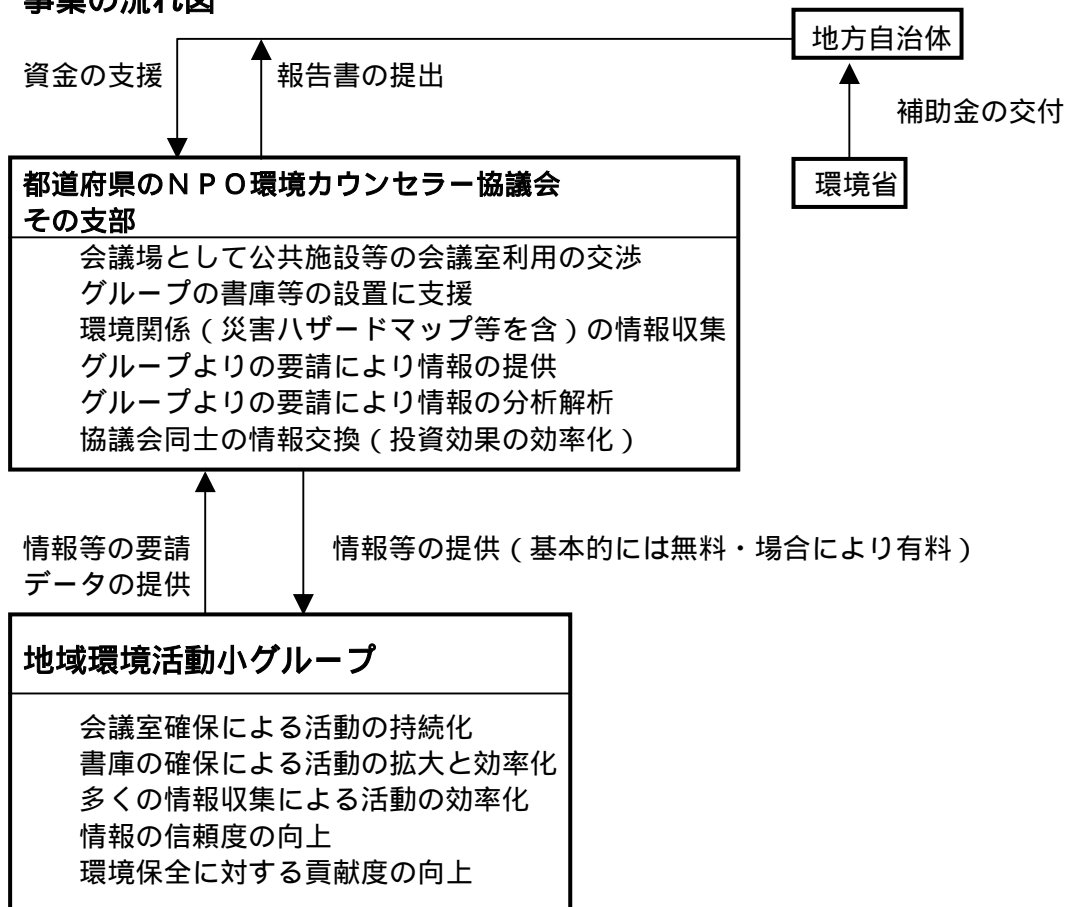
グループが要求する情報の分析解析については、協議会の能力に応じて提供する場合がある。その費用については、ケースバイケースで両者において協議して決める。

都道府県の協議会同士は、お互いに情報の交換を行い投資効果の効率化に努める。

協議会の P R は、各協議会で考えるが、ホームページや公共施設・町内会・自治会等の掲示板に掲載することが予想される。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

事業の流れ図



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

政策の提案は㈱クリエイトエコであるが、実施主体はNPO環境カウンセラー協議会とする。㈱クリエイトエコの環境担当者は、NPO法人かながわ環境カウンセラー協議会に所属し、川崎支部で活躍中である。協議会からの政策提案では内部の協議等に時間が必要となり、10月26日の締め切り日までの提出が困難と判断された。㈱クリエイトエコの提案が採用された場合は、かながわ協議会に実施主体を移行する予定である。F S段階まで行けば下記の団体との提携を考慮する予定である。

NPO法人岩手県環境カウンセラー協議会
NPO法人栃木県環境カウンセラー協会
NPO法人武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会
NPO法人かながわ環境カウンセラー協議会（F Sの政策の実施主体）
NPO法人環境カウンセラー会ひょうご
NPO法人大阪環境カウンセラー協会
NPO法人環境カウンセリング協会長崎

その他上記NPO法人以上の能力・組織があると認められるNPO法人との提携を模索する。提携・協力主体の特徴は、グループとのコミュニケーションを統一的に実施するために、国や地方自治体の要請に対して、統一的な報告が可能で信頼性が高まる。

提携・協力主体が多いほど情報の交換により、情報収集・情報分析解析の重複が避けられ効果的で効率的な運用が可能となる。

政策実施主体の組織

「協議会本部」・「地区協議会」・「地区代表グループ」・「地区グループ」・「世帯」
末端組織帯は「世帯」を対象とする。

政策の実施により期待される効果

限られた時間での予備調査（川崎市宮前区・多摩区・麻生区）の結果によると、地域環境活動 N P O 小グループは自発的に参加する住民で、グループの下に参加する住民の数は非常に多いことが予想される。現在、住民は環境保全の重要性を十分に認識しており、何らかの形で環境問題に参加を希望している。グループでの組織作りは容易であるが、会議室・書庫・情報入手の手法・信頼ある情報分析解析・横断的他のグループの情報等が明確でなく、活動による効果評価が不明である。資金不足と結果の評価が不明でもあり、過去の経験から持続できないのが現状である。予備調査では、省資源省環境負荷（エネルギー・C O₂・廃棄物）・自然環境保全・生態系の保護等に関心が高い。

予備調査地区が住宅地区で、比較的に自然環境のある関係から、商業地区では異なる傾向を示すことが予想されるが、省資源省環境負荷は変わらないと推測される。いずれにしても、住民の不安が解消されるならば、グループの再組織化は容易であると予想される。N P O 法人かながわ環境カウンセラー協議会は、グループに対する支援を行なう能力と組織力があり、この政策を提案するものである。

京都議定書の発効がほぼ決まり、国際的約束である C O₂ の削減が問題視されている現状から、民生部門の削減が急務である。財政難の現状から、N P O 法人の有効利用は期待される効果は大きいことが確実視される。事業参加世帯数は100万世帯を目標とする。

その他・特記事項

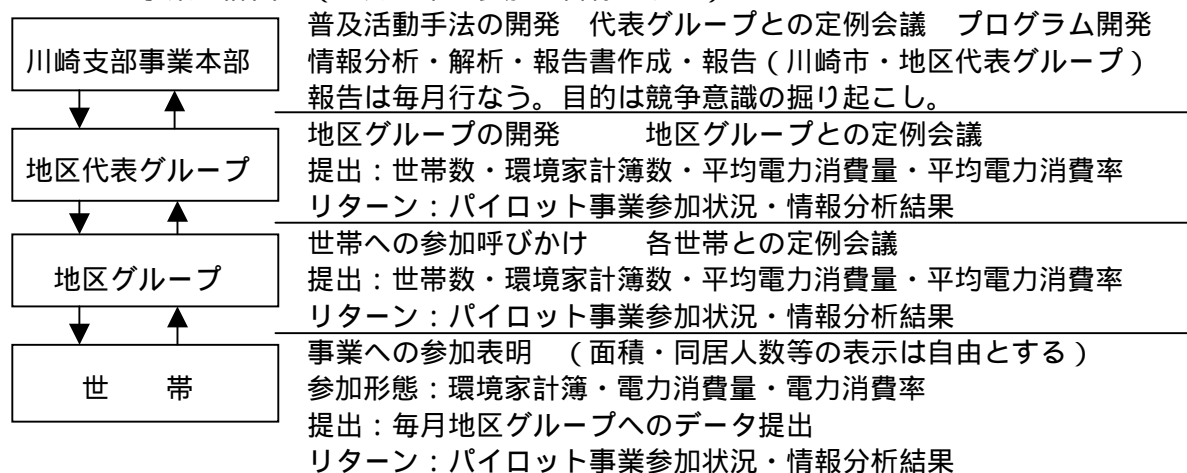
この政策が F S まで進んだ場合、川崎市でのパイロット事業を提案したい。N P O 法人かながわ環境カウンセラー協議会の会員数は約150名で、川崎支部の会員数は15名である。E A 2 1 の普及活動や川崎市の環境教育等の予定行事はあるが、パイロット事業の推進には横浜支部の応援も期待でき、問題はないと考えている。

川崎市の統計を次に示す。（川崎市の資料による）

面積・土地利用・人口・人口密度 2000年

地区	面積 (ha)	住居系 (%)	商業系 (%)	工業系 (%)	人口 (M)	人口密度 (M/ha)
川崎市	14,435	66.2	10.6	23.2	1,249,905	86.6
川崎区	4,025	17.9	18.8	63.3	194,091	48.2
幸 区	1,009	62.7	15.8	21.5	136,487	135.2
中原区	1,481	71.6	14.3	14.1	198,300	133.9
高津区	1,710	79.0	5.7	15.3	182,112	106.5
宮前区	1,860	92.7	5.8	1.5	200,040	107.5
多摩区	2,039	94.5	4.9	0.6	196,637	96.4
麻生区	2,311	95.1	3.2	1.7	142,238	61.5

パイロット事業の計画 （1万世帯の参加を目標とする）



注）世帯以外の情報交換は E-mail にておこなう。